

仕 様 書

1 業務名

清掃事務所油水分離槽等清掃・運搬業務

2 業務期間

契約締結日から令和3年1月29日まで

3 業務実施場所

| | |
|-----------|----------------|
| 中央清掃事務所 | 南区南30条西8丁目7-1 |
| 北清掃事務所 | 北区屯田町990-3 |
| 東清掃事務所 | 東区丘珠町873-1 |
| 白石清掃事務所 | 白石区東米里2170 |
| 豊平・南清掃事務所 | 南区真駒内602 |
| 西清掃事務所 | 西区発寒15条14丁目2-1 |

4 業務内容

- (1) 上記3の各清掃事務所の油水分離槽等設備の汚泥及び汚水等を吸引等により除去し、後日、別途指示する産業廃棄物処分業者に運搬する。
- (2) 処分状況確認のためのマニフェストを提出すること。
- (3) 業務実施日時については、各施設管理担当者と協議の上、決定すること。

5 油水分離槽等の容積

- (1) 中央清掃事務所 (汚泥量は例年実績で7.0 m³程度の見込み)
 - ・ 油水分離槽 (4基) ~ 5.20 m³
 - ・ 泥溜槽 (1基) ~ 1.40 m³
 - ・ 泥溜枳 (2基) ~ 0.40 m³
 - 計 7.00 m³
 - ・ 側溝洗浄(高压洗浄) 10m
- (2) 北清掃事務所 (汚泥量は例年実績で16.0 m³程度の見込み)
 - ・ 集水ポンプ槽 (1基) ~ 14.00 m³
 - ・ 油水分離槽 (5基) ~ 1.80 m³
 - ・ 泥溜槽 (1基) ~ 0.20 m³
 - 計 16.00 m³
 - ・ 側溝洗浄(高压洗浄) 51m
- (3) 東清掃事務所 (汚泥量は例年実績で1.5 m³程度の見込み)
 - ・ 油水分離槽 (5基) ~ 1.50 m³
 - 計 1.50 m³
- (4) 白石清掃事務所 (汚泥量は例年実績で6.5 m³程度の見込み)
 - ・ 油水分離槽 (3基) ~ 4.00 m³
 - ・ 泥溜槽 (1基) ~ 1.00 m³
 - 計 5.00 m³
 - ・ 雑排水槽清掃 1.50 m³

| | | |
|---------------|--------|--|
| (5) 豊平・南清掃事務所 | | (汚泥量は例年実績で 36.0 m ³ 程度の見込み) |
| ・ 油水分離槽 | (1基) ~ | 17.00 m ³ |
| ・ 分離槽 | (4基) ~ | 22.50 m ³ |
| ・ 泥溜枳 | (5基) ~ | 1.50 m ³ |
| 計 | | 41.00 m ³ |
| (6) 西清掃事務所 | | (汚泥量は例年実績で 14.0 m ³ 程度の見込み) |
| ・ 油水分離槽 | (5基) ~ | 14.00 m ³ |
| 計 | | 14.00 m ³ |

6 安全の確保

作業の実施にあたっては、従業員の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。

7 備品等の破損事故

業務の実施にあたって、備品及び設備等を破損したときは、直ちに委託者へ連絡の上、適切な処置をとらなければならない。

8 環境負荷低減に関する事項

本業務の履行においては、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道または温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみの減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 業務に係る用品等は札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (4) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

9 業務報告書の提出

業務完了後に以下の書類を提出すること。

- (1) 業務完了届 1部
- (2) 事務所ごとの作業報告書（清掃前後の作業写真を含む） 各2部

10 その他

- (1) 受託者は、作業の実施にあたり安全作業に係わる教育を行い事故の防止に努めること。
- (2) 当該業務に伴う用具及び用品については、受託者の負担とする。
- (3) この仕様書に明記されていない事項については、双方の協議によるものとする。

11 担当

環境局環境事業部業務課 湯浅
 (札幌市中央区北1条西2丁目 TEL011-211-2916)